表7-3　平成28年度災害補償審査等申立事案判定一覧

指令番号	判定年月日	申立内容	判定
13-17	28. 4.26	鬱病、気分障害等に係る公務上の認定	棄　却
13-18	28. 4.26	顔面挫創及び創周囲のしびれに係る障害等級の決定	棄　却
13-20	28. 6.17	頸椎捻挫等に係る治癒の認定、障害等級の決定及び休業補償の実施	棄　却
13-20	28. 6.17	頸椎捻挫等に係る休業援護金の実施（福祉事業）	棄　却
13-27	28.10. 7	神経衰弱状態等に係る公務上の認定	棄　却
13-31	28.12.16	頸部・腰部捻挫及び頭部・胸部打撲に係る療養補償及び休業補償の実施	棄　却
13-32	28.12.21	腰椎椎間板ヘルニアに係る障害等級の決定	棄　却
13- 1	29. 1.20	鼻部打撲・挫創等に係る通勤災害の認定	容　認
13- 2	29. 1.27	頸椎椎間板ヘルニアに係る通勤災害の認定等	棄　却
13- 4	29. 2.24	右後頭部打撲等に係る通勤災害の認定及び頸椎捻挫等に係る治癒の認定	棄　却
13- 6	29. 3.28	適応障害に係る公務上の認定	棄　却

第４節　給与の決定に関する審査の申立て

給与の決定に関する審査制度（給与法第21条）は、給与の決定（俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員から審査の申立てがあった場合に、人事院が事案を審査した上で、決定という形でそれに対する判断を示すものであって、規則13－４（給与の決定に関する審査の申立て）に定められた審査手続に従って行われている。

このうち、人事評価結果に基づく給与の決定に関する申立事案の審査においては、申立人の人事評価について必要な事実関係等の調査を行い、人事評価の妥当性等を検証しつつ、当該給与の決定が法令の規定に合致しているか否かについての判断を行っている。

平成28年度は、昇給や勤勉手当に関する申立てを中心に20件の申立てがあり、これに前年度から繰り越した18件を加えて、係属件数は38件となった。その処理状況は、決定を行ったもの15件、取下げ・却下２件であり、平成29年度に繰り越したものは21件である（表７－４）。

表7-4　平成28年度給与決定審査申立事案決定一覧

指令番号	決定年月日	申立内容	決定
13-21	28. 7. 8	平成25年12月期の勤勉手当の成績率 平成26年1月1日の昇給区分	棄　却
13-23	28. 7.22	通勤手当の認定（再採用及び転居した際） 通勤手当の認定（異動になった際）	棄　却
13-26	28. 9.30	平成25年1月1日の昇給区分 平成27年1月1日の昇給区分 平成28年1月1日の昇給区分	棄　却
13-28	28.10. 7	平成26年6月期の勤勉手当の成績率 平成27年1月1日の昇給区分	棄　却
13-29	28.11.15	平成27年1月1日の昇給区分 平成28年1月1日の昇給区分	棄　却
13-33	28.12.21	平成26年6月期の勤勉手当の成績率 平成26年12月期の勤勉手当の成績率 平成27年6月期の勤勉手当の成績率	棄　却
13- 3	29. 1.27	平成24年1月1日の昇給区分	棄　却

第５節　苦情相談

苦情相談制度は、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事院が指名した職員相談員が職員に対し助言を行うほか、関係当事者に対し、指導、あっせんその他必要な対応を行うものであって、規則13－５（職員からの苦情相談）に定められた手続に従って行われている。

このような職員からの苦情を迅速かつ適切に解決するための苦情相談業務は、能力実績重視の人事管理が求められている中で、公務能率の維持・増進の観点からもますます重要になってきている。

平成28年度に受け付けた苦情相談件数は1,042件で、前年度より30件の増加となった（図７－２）。

苦情相談の内容は、パワー・ハラスメント、いじめ・嫌がらせなど、職場の人間関係に起因した複雑な相談をはじめ多岐にわたっている（図７－３）。

また、人事院の本院及び各地方事務局（所）では、苦情相談の対応に際して必要な情報の交換など各府省との連携協力体制の充実を図るための「苦情相談に関する府省連絡会議」を開催するとともに、各府省において苦情相談業務を適切に遂行できるよう必要な知識の習得や技能の向上を目的とした「各府省苦情相談担当官研修」を実施した。

図7-2　苦情相談件数の推移

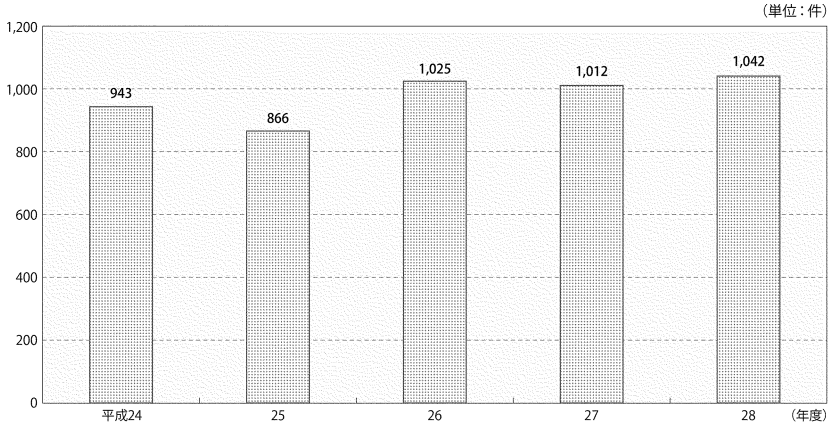
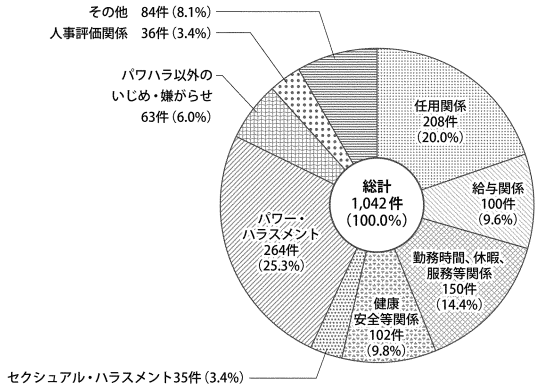


図7-3　平成28年度苦情相談の内容別件数



第８章　国際協力

グローバル化の急速な進展の中、人事行政の分野においても国際協力や国際交流の重要性は高まっており、開発途上国政府や国際機関への技術協力を目的とする日本の公務員に対する派遣要請に加え、各国政府職員の人材育成や公務員制度の整備等に向けた支援の要請も数多く寄せられている。

第１節　派遣法による派遣状況

各府省は、派遣法に基づき、国際協力の一環として、条約その他の国際約束や我が国が加盟している国際機関、外国政府の機関等の要請に応じ、職員をその同意の下にこれらの機関に派遣している。

平成27年度において新たに国際機関等に派遣された職員は147人で、前年度と比べると２人減少している。一方、平成27年度中の復帰職員数は151人であり、平成27年度末における派遣職員数は375人で、前年度と比べると17人減少している（図８－１）。